

請負工事等の営業線内安全作業要領

最初制定 平成8年10月2日 電車部達第24号

最近改定 令和4年10月12日 交施 第643号（局長決裁）

（目 的）

第1条 この要領は、横浜市高速鉄道営業線内（車両基地、変電所等を含む）での請負工事及び委託（以下「工事等」という。）についての作業に従事する者の安全を図り、事故を未然に防止するとともに列車の安全運行及び旅客の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要領は、発注者が必要と判断した工事等に適用する。

なお、近接施工に必要な条文は本要領を準用する。

また、広告取扱業者による地下鉄駅構内立入作業については、別に定める。

（用語の定義）

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 工事等責任者 現場の責任者として工事等作業責任者を指揮し、工事の円滑な進ちょく及び列車保安並びに事故防止の徹底を期する者で、工事においては現場代理人、主任技術者及び監理技術者、委託作業においては現場責任者をいう。
- (2) 工事等作業責任者 作業の責任者として作業員を指揮し、作業の円滑な進ちょく及び列車保安並びに事故防止の徹底を期する者で、請負人又は受託者が選定した者をいう。
- (3) 工事等作業責任者に準ずるもの 工事等作業責任者のもとで、作業入場証(以下「入場証」という。)による駅の改札内への入出場及び列車乗車証（以下「乗車証」という。）による列車への乗車の責任を負う者で、請負人又は受託者が選定した者をいう。
- (4) 監督員等 工事等の監督員又は担当を命ぜられた職員をいう。
- (5) 指示 発注者側の発議により監督員等が請負人又は受託者に対し、監督員等が担当する事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (6) 承諾 請負人又は受託者側の発議により、請負人又は受託者が監督員等に報告し、監督員等が了解することをいう。
- (7) 協議 監督員等と請負人又は受託者が対等の立場で討議し、結論を得ることをいう。
なお、結論が得られない場合には、監督員等が措置することとする。
- (8) 提出 請負人又は受託者が、設計図書に示された、又は監督員等により指示のあったことに対し、提出義務を履行することをいう。
- (9) トロリ レールから容易に取り外すことができる、トロ、ハンドカー及び軌道自転車をいう。
- (10) 大型保守用機械等 トロリ以外の保守用車両をいう。

- (11) モーターカー等 運転士の資格を必要とするモーターカー、特殊作業車及び軌道自転車をいう。
- (12) 保守用車両 モーターカー、特殊作業車、トロリ、普通作業車の総称をいう。
- (13) 電線路 送電線路、配電線路、き電線路及び信号通信ケーブル等をいう。
- (14) 駅昇降機設備 駅エレベーター、駅エスカレーターをいう。

(工事等作業責任者及び工事等作業責任者に準ずるものの選定並びに作業の安全確保及び徹底)

第4条 請負人又は受託者は、工事等の実施に先立ち工事等作業責任者及び工事等作業責任者に準ずるものを選定した場合は、工事等作業責任者選定通知書（第1号様式）及び工事等作業責任者に準ずるもの選定通知書（第1号様式）により監督員等に通知しなければならない。

2 工事等責任者は、工事等の施工にあたり、あらかじめ監督員等と営業線内の作業内容及び危険防止について協議し、安全確保を図るとともに、作業員全員にこの要領の各事項を徹底させなければならない。また、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む）、工事等作業責任者の業務管理体制、教育訓練体制及び作業員に必要な資格について、施工計画書等に記載するなどして、監督員等に提出するものとする。

(営業線内の入出場及び列車への乗車)

第5条 駅から営業線内に入出場する場合は、次の各号による。

- (1) 請負人又は受託者は、あらかじめ工事等責任者、工事等作業責任者及び工事等作業責任者に準ずるもの（以下「工事等責任者等」という。）について、作業入場証交付願書（第1号様式）を、写真を添えて監督員等に提出し、入場証の交付を受けなければならない。
- (2) 工事等責任者等は、入場証を着用し、駅の改札内に入出場する場合は、入場証を駅係員に提示し、同行人数を伝えなければならない。
- (3) 入場証を交付されていない作業員は、腕章又はリボン（以下「腕章等」という。）を着用し、駅の改札内に入出場する場合は、工事等責任者等が同行しなければならない。
- (4) 請負人又は受託者は、工事等の完了後速やかに入場証を監督員等に返納しなければならない。
- (5) 入場証及び腕章等の様式は、第5号様式及び第7号様式を標準とする。

2 駅以外から営業線内に入出場する場合は、監督員等の指示による。

3 監督員等との事前の協議により、作業内容等を鑑みて駅間移動で列車に乗車する必要があると監督員等が判断した場合は、次の各号による。

- (1) 請負人又は受託者は、あらかじめ工事等責任者等について、列車乗車証交付願書（第1号様式）を、写真を添えて監督員等に提出し、乗車証の交付を受けなければならない。
- (2) 工事等責任者等は、乗車証を着用し、駅間移動で列車に乗車する場合は、乗車証を駅係員に提示し、同行人数を伝えなければならない。
- (3) 乗車証を交付されていない作業員は、腕章等を着用し、駅間移動で列車に乗車する場

合は、工事等責任者等が同行しなければならない。

- (4) 乗車証を着用した工事等責任者等及び前号に規定する作業員は、作業に伴い駅間移動が必要な場合に限り、横浜市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 47 年 12 月交通局規程第 27 号）第 12 条第 3 号に該当するものとする。
- (5) 請負人又は受託者は、工事等の完了後速やかに乗車証を監督員等に返納しなければならない。
- (6) 乗車証の様式は、第 6 号様式を標準とする。
- (7) 駅から営業線内に入出場のみ行う場合は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の入場証を乗車証に読み替えて、同項を適用する。

なお、入出場は乗車駅区間の駅でのみ可能とする。

- 4 工事等責任者等は、交通局に所属する職員に入場証又は乗車証の提示を求められた場合、応じなければならない。
- 5 工事等責任者等が入場証又は乗車証を不正に使用したことが発覚した場合、請負人又は受託者は、監督員等の求めに応じて、入場証又は乗車証を返納しなければならない。
- 6 横浜市高速鉄道運賃条例施行規程第 62 条第 1 項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 監督員等は、入場証及び乗車証の交付及び返納について、作業入場証及び列車乗車証交付及び返納管理簿（第 8 号様式）により管理するものとする。

（作業時間帯）

第 6 条 作業時間帯は、次の各号による。

- (1) 作業時間帯は、原則として表－1 による。
- (2) き電停止及びき電開始時間は、変更されることがあるので、工事等責任者又は工事等作業責任者は作業にあたり、き電停止及びき電開始時間について関係者等と連絡を密にし、安全確保を図らなければならない。
- (3) 駅構内において営業時間内に作業する場合は、原則として朝夕のラッシュ時を避けるとともに、監督員等と事前に協議しなければならない。

表－1

作業の種類	作業時間帯
線路内作業	き電停止から、き電開始の 20 分前まで
駅構内作業	全日

（作業時の服装）

第 7 条 作業時の服装は、次の各号による。

- (1) 保護帽、作業服及び安全靴等は、正しく着用する。
- (2) 線路内の立入り及び線路に近接して作業する場合は、全員が反射ベスト等（反射ベスト又は視認しやすい位置に反射ベストと同等の反射材が付いた衣服）を着用する。

(3) 作業中は、不必要なものは身につけないようにする。

(照明及び動力の使用)

第8条 請負人又は受託者は、当局の照明及び動力用の電源を使用する場合は、電気使用願書等（第2号様式、第3号様式）を監督員等に提出し、その承諾を受けなければならない。

電気を使用する機器については絶縁抵抗を測定し、測定値を電気使用機器内訳書に記載し電気使用願書に添付して監督員等に提出すること。ただし、漏電保護プラグ等を使用して電気機器を使用する場合に限り絶縁抵抗値の測定を省略できるものとする。絶縁抵抗値の測定を省略する場合は、電気使用機器内訳書（第3号様式）の備考欄に「漏電保護装置使用のため使用機器の絶縁抵抗値の記載を省略」と記載すること。

(溶接等火気使用の取扱い)

第9条 請負人又は受託者は、溶接等の火気を使用する作業及び発煙を伴う作業を行う場合は、火気使用届出書（第4号様式）を監督員等に提出しなければならない。

(駅昇降機設備の使用)

第10条 請負人又は受託者は各駅昇降機設備を資材運搬等に使用することはできない。ただし、駅エレベーターについては、やむをえない場合、エレベーター使用願書（第9号様式）の厳守事項を理解した上で監督員等に提出し、その承諾を受けた場合は使用出来るものとする。

(保守用車両の使用)

第11条 保守用車両を使用する場合は、保守用車両使用要領（平成17年7月1日電車部達第17号）による。

(感電災害の防止)

第12条 感電災害の防止を徹底させるため、電気機械器具を使用する場合は、次の各号による。

- (1) 電動機械器具を使用する場合は、法令の定めるところにより、感電防止用漏電遮断器を取付け、かつ、電気設備技術基準に従い接地しなければならない。
- (2) 作業用移動電線は、絶縁被覆が損傷又は劣化したものを使用してはならない。
- (3) 移動電線に接続し、手に持って使用する照明器具は、ガードを取りつけたものを使用しなければならない。

(機器類の操作及び確認)

第13条 電気及び機械設備工事等に関連する機器類の操作及び確認については、次の各号による。

- (1) 工事等責任者又は工事等作業責任者は、次の作業を実施する場合、監督員等の確認を

受けなければならない。

- ア 作業開始時の機器停止等の操作
- イ 安全確認のための検電・接地作業
- ウ 作業終了時の機器類の動作試験

(2) 工事等責任者又は工事等作業責任者は、作業終了時に関係者等へ作業終了の報告をするとともに、必要により機器類の表示確認を電気司令にもとめなければならない。

(電線路の障害防止)

第 14 条 電線路に近接して作業を行う場合は、養生等により電線路を保護しなければならない。

また長尺物を取扱う際は、電線路に接触しないように十分注意しなければならない。

(警戒灯の色及び形状)

第 15 条 警戒灯は黄色又は赤色で、視認性のよいものを用いるものとする。

2 警戒灯を可動式ホーム柵の上面に設置する場合は、マグネット等により不安定部への設置を考慮したのものを用いるものとする。

(線路内作業における警戒灯の設置)

第 16 条 き電停止後、線路内で作業をする場合は保守用車両等による事故防止対策として、次により警戒灯を設置するものとする。(別表)

- (1) 固定作業では、作業区間の前方及び後方 50m 以上離れた見通しのよい位置に、上下線のどちらで作業を行っているかが保守用車両等からわかるように警戒灯を設置するものとする。ただし、固定作業を可動式ホーム柵の始端から終端の範囲内のみで行う場合は、可動式ホーム柵の始端及び終端の上面に設置してもよい。
- (2) 移動作業では、指揮者と必要により連絡を行い、保守用車両の運行に十分注意して作業を行うものとする。また、指揮者から通過連絡を受けた場合は、保守用車両が通過するまで一時待避するか、監視員を配置するものとする。

(ホーム上作業における警戒灯の設置)

第 17 条 き電停止後のホーム上で作業をする場合は、保守用車両等による事故防止対策として、警戒灯を可動式ホーム柵の始端及び終端の上面に、線路側とホーム側の両方から確実に視認出来るように設置するものとする。(別表)

(保守用車両の誘導)

第 18 条 保守用車両の誘導については、次の各号による。

- (1) 工事等責任者又は工事等作業責任者は、作業場所を保守用車両が通過する場合は作業員を待避させなければならない。
- (2) 工事等責任者又は工事等作業責任者は、保守用車両が通過できることを確認し、次条に示す方法で誘導しなければならない。

(3) 工事等責任者又は工事等作業責任者は、移動作業終了後、作業区間をまだ通過していない保守用車両がある場合は、その指揮者に作業終了連絡をしなければならない。

(モーターカー等に対する合図の種類と方法)

第 19 条 合図の種類と方法は次のとおりとする。(別図参照)

(1) 転てつ器取扱者及び係員等からモーターカー等に対して行う合図の方法

ア 進行させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を円形に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)

イ 停止させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を左右に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(急停止の場合は急激に振る。)

ウ 徐行させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を上下に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)

(2) 駅職員からモーターカー等に対して行う合図の方法

ア 進行させる場合 緑色灯を現示する。

イ 停止させる場合 赤色灯を現示する。

ウ 徐行させる場合 緑色灯を明滅させる。

(3) モーターカー等の合図の方法

ア 警笛合図の場合

(ア) 発進するとき  短急一声 (指差確認)

(イ) 注意を促すとき  長緩二声

(ウ) 緊急時  連続又は連打

イ 照明灯の点滅による合図の場合

(ア) 発進するとき 点滅 1 回 (指差確認)

(イ) 転てつ機取扱者及び係員等からの合図に対する了承合図 点滅 2 回

(4) その他注意事項

ア モーターカー等は、作業場所を通過する場合は相手方に接近を知らせて注意を促す。

イ モーターカー等の合図は、警笛合図を基本とし、夜間の地上部では、沿線の環境等に配慮して照明灯の点滅による合図を使用する(緊急時は除く)。

ウ 合図を行った場合は、相手の確認が得られるまで継続すること。

(資材等の搬出入)

第 20 条 営業時間帯に資材又は工具を駅から搬出入する場合、旅客の迷惑にならないように十分注意しなければならない。

(営業線内に材料、工具等を置く場合)

第 21 条 営業線内に材料、工具等を置く場合は、次の各号による。

- (1) 監督員等と事前に協議しなければならない。
- (2) 列車の振動、風圧等を考慮し、崩れの無いように注意する。
- (3) 線路内では建築限界を侵さないようにしなければならない。

(材料の仮取付)

第 22 条 作業の必要から材料を仮に取付ける場合は、列車の振動等により脱落したり転倒して列車の運行に支障をきたしてはならない。

(き電時間中の線路内歩行)

第 23 条 き電時間中の線路内を歩行するときは、所長、区長又は監督員等の指示によること。線路内歩行は当局職員の作業責任者、列車監視員の指示に従わなければならない。

(き電時間中の線路内作業)

第 24 条 やむを得ずき電時間中に線路内で作業をする場合は、監督員等の指示によらなければならない。

(作業後の点検確認)

第 25 条 作業後の点検確認は、次の各号による。

- (1) 線路内及び線路に接近する作業の終了後、工具、材料等の置き忘れによって不測の事故を起こさないようにするために、施工計画書等に定めたとおりに入念に点検（跡確認、員数点検及びその他必要な点検）を行い、監督員等に連絡しなければならない。
- (2) 作業の終了後、跡片付け及び清掃を行うとともに、仮囲いがある場合は入念な点検を行い現場の安全確保を図らなければならない。

(不審物等を発見したときの対応)

第 26 条 不審物等を発見したときの対応は、次の各号による。

- (1) 請負人又は受託者は、交通局施設内で不審物・不審者等を発見したときは、手を触れたり、むやみに声をかけるなどせず、直ちに監督員等又は当局職員に連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 請負人又は受託者は、不審物等を発見したときの連絡・通報先などについて、あらかじめ監督員等と確認しておくこと。

附 則（平成 8 年 10 月電車部達第 24 号）

この達は、達の日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月電車部達第 10 号）

この達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月電車部達第 18 号）

この達は、達の日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月交 施 第 538 号）

この要領は、平成 24 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月交 施 第 795 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月交 施 第 357 号）

この要領は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月交 施 第 169 号）

この要領は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月交 施 第 954 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月交 施 第 873 号）

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 24 日交 施 第 120 号）

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 24 日交 施 第 768 号）

この要領は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。

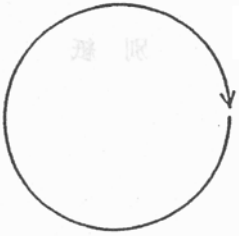

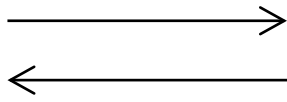

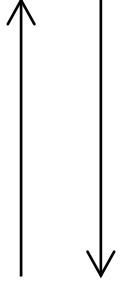

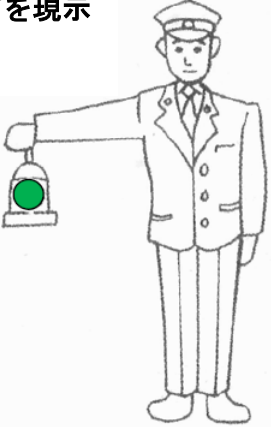
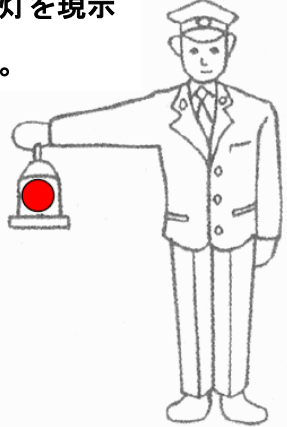
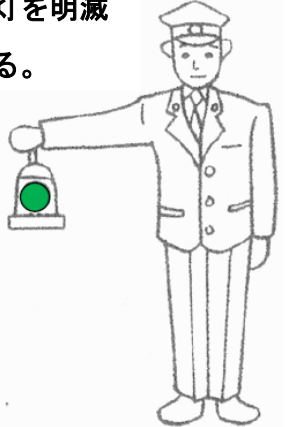
附 則（令和 4 年 10 月 12 日交 施 第 643 号）

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (16・17条)

作業場所	ホーム柵の状態	作業種別	警戒灯の設置	MC 指揮者の対応
ホーム上	開 又は 閉	ホーム柵内の作業	可動式ホーム柵の始端及び終端の上面にマグネット等により警戒灯設置	注意しながら徐行し警戒灯を確認した場合は警笛、相手の合図を受け徐行して通過
線路内	/	固定作業	前方及び後方 50m 以上離れた見通しのよい位置に、上下線どちらの作業かわかるように警戒灯設置 ※可動式ホーム柵の始端から終端の範囲内のみで作業を行う場合は、可動式ホーム柵の始端及び終端の上面に設置してもよい	警戒灯を確認した場合は最徐行し警笛、相手の合図を受け徐行して通過
		移動作業	不要	作業区間に入る前に通過連絡、相手の合図を受け徐行して通過

モーターカー等に対する合図方法

	進 行	停 止	徐 行
転てつ器取扱い者 及び 係員等	  <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を円形に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)</p>	  <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を左右に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(急停止の場合は急激に振る)</p>	  <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を上下に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)</p>
駅職員	<p>緑色灯を現示する。</p> 	<p>赤色灯を現示する。</p> 	<p>緑色灯を明滅させる。</p> 
<p>駅職員が軌道内に立ち入って作業する場合は、進行してくるモーターカー等に対して、保守職員と同様の立ち位置で合図すること。</p>			